政令第三十九号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第九号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、「この属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の下に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第八号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ハ　特定継続世帯　イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

附則第四条第二項第五号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、同号ロ中「退職被保険者」の下に「（ハにおいて「退職被保険者」という。）」を、「属する世帯」の下に「であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同号に次のように加える。

ハ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第九号ハに定めるところにより算定した額

附則第四条第三項第五号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前項第五号ハに掲げる世帯　第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第八号ハに定めるところにより算定した額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七及び附則第四条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省経済産業省令第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平成十八年総務省経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第六号から第八号まで」を「第八号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年二月二十四日から施行する。

平成二十五年二月二十二日

総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充

告　示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十二日

消費者庁長官　阿南　久

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55	平成二十五年二月八日

○総務省告示第八十八号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十条第四項の規定に基づき、平成二十四年度地方債充当率を公表する件（平成二十四年総務省告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

（通常収支対応分）別掲の表中「

地域総合整備資金貸付事業

」を「

地域総合整備資金貸付事業
被災施設復旧関連事業

」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第八十九号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　公益財団法人日本適合性認定協会
二　住所　東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
三　指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十五号）第二条第六号の国外適合性評価事業
四　廃止の日　平成二十五年二月二十四日

○法務省告示第八十二号

大分県中津市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十五年二月二十二日

法務大臣　谷垣　禎一

大分県中津市沖代町一丁目六番　秋山かおる

○法務省告示第八十三号

愛媛県伊予市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年二月二十二日

法務大臣　谷垣　禎一

愛媛県伊豫郡南伊豫村大字上三谷六百六十五番地、六百七十五番地　小田原近太郎

○外務省告示第五十五号

平成二十五年二月八日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年二月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉